

令和 4 年度徳島大学医学部医学科学学校推薦型選抜Ⅱの地域特別枠

離脱要件等説明書

「地域特別枠」とは、地域医療に従事する医師を養成することを主たる目的とした選抜枠です。

令和 4 年度の徳島大学医学部医学科学学校推薦型選抜Ⅱの「地域特別枠」入学者（以下「入学者」という）が、「地域特別枠」（キャリア形成プログラム）から離脱する際には、県及び徳島県地域医療支援センター（以下「センター」という）が、真にやむを得ないと判断する場合のみ、県は「地域特別枠」からの離脱に、同意することになります。

県が離脱に同意する事由の例は以下のとおりです。

- (1) 入学者が死亡した場合
- (2) 入学者が中断制度の活用など離脱を回避するための努力を行ったうえで、県及びセンターが協議し、以下の①～⑥の事由で、「県内において医師の業務に従事することが困難である」という事情が認められた場合
 - ① 入学者の家族の介護
 - ② 入学者の心身の故障
 - ③ 入学者の結婚による配偶者の居住地（県外）の移動
 - ④ （キャリア形成上の理由等による）入学者の他の都道府県での就労希望
 - ⑤ 入学者の退学
 - ⑥ 入学者が国家試験不合格後、医師になることを諦めるとき

なお、県が離脱に同意するか否かにかかわらず、徳島県修学資金等貸与条例に定める返還事由にあたる場合は、修学資金の返還が必要ですが、県が離脱を認めず、不同意とする場合は、以下の取扱いがなされます。

- (1) 不同意の地域特別枠離脱医師を採用した臨床研修病院に対する医師臨床研修費補助金の減額
- (2) 一般社団法人日本専門医機構が行う専門研修において、不同意の地域特別枠離脱医師については、原則、専門医の認定が行われない